

選挙管理委員会からのお知らせ

次の国政選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、平成25年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙からインターネットを利用する選挙運動（※）が解禁されます。

※選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。従ってウェブサイト等に「今回の選挙では、〇〇さんを当選させよう」と記載すること等が、「インターネットを利用する選挙運動」に該当します。

（1）ウェブサイト等を利用した選挙運動

有権者はウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となります。ただし、利用するウェブサイトなどに、自分のメールアドレスなどの連絡先を表示しなければなりません。また、選挙運動は選挙運動期間外に行うことができないため、公示・告示日前や投票日当日にウェブサイトなどを更新したり、新たに書き込みをすることはできません。

なお、①選挙事務関係者（投票管理者等）、②特定公務員、③未成年者、④選挙犯罪等により選挙権・被選挙権を有しない者など、選挙運動を禁止されている者については、インターネットを利用した選挙運動も同様に禁止されます。

（2）電子メールを利用した選挙運動

候補者・政党等は電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を用いた選挙運動が可能になります。ただし、有権者は電子メールを利用した選挙運動をすることはできません。また、候補者等から受信した選挙運動電子メールを他者に転送することも禁止されます。

処罰の対象となる禁止行為の例

- ①有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！
- ②未成年者はインターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることはできません！
- ③選挙運動用ホームページや、候補者等から受信した電子メールを印刷して頒布してはいけません！
- ④選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！（選挙運動期間：公示・告示日～投票日前日）
- ⑤候補者に関して虚偽の事項を公開してはいけません！
- ⑥悪質な誹謗中傷をしてはいけません！

詳しくは、総務省HP（http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html）をご覧ください。